

令和2年第 1回
総会
1月

白井市農業委員会会議録

令和2年1月9日 開会

令和2年1月9日 閉会

白井市農業委員会会議録

令和2年1月9日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	根 本 孝 一
2 番	岩 井 聡 明
3 番	芦 田 恵 子
4 番	今 井 幹 代
5 番	福 田 孝 一
6 番	内 藤 秀 樹
7 番	宇 賀 義 則

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 秋 谷 茂 男
3. 川 上 洋
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 清
6. 山 崎 雅 巳
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第2号 平成31年度第8次農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他

2月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 1月23日木曜日
- ・事前審査会(案) 1月30日木曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階災害対策本部2
- ・総会(案) 2月6日木曜日
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策本部2

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 定刻少し前ですけれども、皆さんお集まりということで始めさせていただきます。改めまして、新年あけましておめでとうございます。

本日は、新年早々の大変お忙しい中、令和2年の1月定例総会にご出席いただきましてありがとうございます。

昨年は、委員の皆様方には、現地調査、研修会の参加、農地パトロール等ご協力いろいろありがとうございました。

本年もまたいろいろとお願いすることがあると思いますが、その節にはご協力のほうをよろしく願いいたします。

また昨年は、台風15号、19号と災害の多い年になりましたが、ことしは災害のない年になることを願っているところでございます。

最後に、ことし1年、委員の皆様にとりましてよりよい年になりますよう、またご健勝とご多幸を心より祈念申し上げまして、一言新年のご挨拶といたします。

それでは、始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和2年1月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、5番、福田孝一委員、6番、内藤秀樹委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和2年1月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

番号1、大字中字中山234番4の一部。

地目、現況ともに畑です。

地積は、3,285の内2,995.59平方メートル。

権利者は、白井市富塚 番地、〇〇〇〇〇〇。

義務者は、白井市中 番地、〇〇〇〇。

申請事由は、一時転用の農地造成です。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

福田孝一委員、お願いします。

福田孝一委員 1班、班長の福田です。

議案第1号 農地法第5条の規定による一時転用の許可申請に係る調査報告を行います。

事前審査当日では、権利者の〇〇〇〇〇〇さんの代理人、〇〇〇〇〇〇の〇〇さんと義務者、〇〇〇〇さんの妻、〇〇さんの2名が出席されました。

申請地は、市役所から北へ約2.6キロメートルに位置しています。

農地区分としては、第1種として判断いたしました。

現状は、きれいに耕作されています。

転用目的は、農地造成、一時転用です。

転用の理由は、この農地はくぼみになっており、大雨が降るとすぐに水がたまってしまい、作物がつかれない。

そこで、盛土をして水がたまらないようにして、ネギを耕作したいとのことです。

ネギの耕作に当たっては、新たにトラクターを購入していて、労働力も十分あると

思われます。

道路より約60センチメートルほどの盛土をしますが、周囲1メートル内側から行い、30度ののり面をして、周りの農地に迷惑がかからないようにするとのことでした。

また、今までたまっていた水は、約10メートル先の低地及び田んぼに流れるものと思われます。

進入路は確保されております。

しかし、申請地近くの道は狭いので、周囲に気をつけてトラックを運転すること、また、道路などの破損があれば速やかに修正するということです。

周囲の地主さんたちには、口頭で説明しておりますし、同意書も出ております。

以上のことから、本案件は何ら問題ないと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

笠井会長

ありがとうございました。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

根本孝一委員、お願いします。

根本孝一委員

農業委員の根本です。

今回、〇〇さんにお話を聞いてきました。

班長の説明にかぶるところもありますけれども、お話を聞いてきましたので報告したいと思います。

この辺の農地は、昔から水はたまっていったような場所だったので、前は水路とかもつくっていたのだそうですが、整備されなくなって、余計に水はけの悪い土地となったそうです。

大半の農地周辺も、大雨が降ると入れない農地になってしまっているということを書いていました。

この申請地も隣接の市道があるのですが、奥に住宅があるために、ぬかるむたびに、かなり市のほうにお願いして砂利も入れていたそうなのです。

今回の大雨によって、その砂利の道が高くなっていたところに流されてしまったので、畑の中に砂利も入って土も入ってという形なので、かなりでこぼこの低いところ、高いところのような土地になってしまって、非常にこれからトラクターでうなうにも大変だということで、今回、盛土したいと考えていたところ、近所の方にお話をしたので、そこで〇〇〇〇さんのことを紹介してもらったということを書いていました。

自分もネギをこれからつくろうと思うのだけれども、年齢的なことも考えて、自分ができなくなった後も誰かが借りてくれて、農地として耕作してくれるような土地にしておきたいという希望があったので、今回、盛土することに決めたそうです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございました。
事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

内藤委員。

内藤秀樹委員 農業委員の内藤です。

資金調達についてのことで質問したいのですが、1の1で整地費として165万円、自己資金で165万円となっておりますけれども、借入金が165万ということなのですか、その違いがよくわからないので、その部分と、あともう一つ、無償という文言が出てくるのですけれども、それはなぜ無償なのかということの説明をお願いします。

笠井会長 班長、わかりますか。

福田孝一委員 最初の話だと、〇〇さんと〇〇〇〇との間で、口頭で無償という話が出ていたのですが、書類の書き方が中村さんのほうでちょっと間違えたという形。

笠井会長 一応これは無償ということになっているから、165万は無償。

福田孝一委員 ということになって、先ほど無償のほうに書き直してあると思います。

内藤秀樹委員 この整地費の165万はなしで。

福田孝一委員 それについて、165万はなしで無償になったということです。

笠井会長 事務局、これは訂正。

事務局 事務局、大野です。

無償ということで、〇〇〇〇さんが全て行うということで、事業費は〇〇〇〇さんが行う事業費で165万ということです。

内藤秀樹委員 〇〇さんのほうは。

事務局 事業費はかからないということになります。

資金面は残高証明が提出されており、〇〇〇〇が全て工事を行うということです。

契約書のほうも差しかえて無償という形で提出されております。

以上です。

笠井会長 よろしいですか。

ほかにございますか。

宇賀委員。

宇賀義則委員 農業委員の宇賀です。

1の17を見ていただきたいのですが、残地ということでこの部分が残された、申請には上げなかったという理由は何だったのでしょうか。

笠井会長 班長。

福田孝一委員 3反以内ということで、早く着工したい、そのためには、県のほうまで持っていかないような形にしたいということで。

それから、ここの部分までで大体水がたまらないような状態に持っていけるということ。

笠井会長 よろしいですか。

宇賀義則委員 はい。

笠井会長 ほかにございますか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第2号 平成31年度第8次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、資料2ページをお開きください。

議案第2号 平成31年度第8次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり平成31年度第8次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和2年1月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

3ページは、市長からの協議文でございます。

4ページをごらんください。

集積の一覧でございます。

番号の1、所在地は、大字根字東向644番2。

地目は畑です。

利用権設定面積は、1,844平方メートル。

種類は畑。

設定する利用権は畑で、内容が樹園地。

期間3年。

賃料は4万円で口座払いです。

利用権を設定する者は、柏市中央 柏市光が丘団地 、〇〇〇〇、〇〇〇

○。

利用権の設定を受ける者は、白井市根　　、〇〇〇〇。

経営面積222アール。

内容は継続でございます。

以上です。

笠井会長　　ありがとうございました。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は継続ですので、地区担当員の補足説明もございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号平成31年度第8次農用地利用集積計画の決定について採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長　　賛成全員です。

議案第2号 平成31年度第8次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

次に、申し合わせ決議に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局　　事務局、川上です。

それでは、資料の5ページをごらんください。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議ということでございます。

先に6ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは、隣の7ページの全国農業委員会会長代理者集会において申し合わせが決議されておりまして、それを受けて、千葉県農業会議会長から12月17日付で、綱紀保持のため、県内全ての農業委員会で法令遵守の申し合わせ決議の実施をしてほしいという依頼があったものでございます。

5ページの決議案は、これに倣って文書を作成してございます。

それでは、5ページにお戻りください。

全文を読み上げてまいります。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記の1でございます。

農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。

特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月9日、白井市農業委員会。

以上です。

笠井会長 それでは、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、質疑はございますでしょうか。

中村委員。

中村教雄委員 農業委員の中村です。

事務局に聞きたいのですけれども、2番の農業委員の法令遵守を徹底するの研修会等を実施することとなっているのですけれども、これは白井市単独で研修会をやるのですか、それとも、県のほうで研修をするということなのですか。

事務局 単独で行ってもいいのですけれども、県農業会議主催の研修等が行われると思いますので、当面はその研修会等に参加していきたいと思います。

中村教雄委員 県のほうはこういう構想で、日時とかはまだはっきりしていないと思うのですけれども、そういう動きはあるということですね。

事務局 そうですね。毎年皆さんも県農業会議主催の研修等を受けていると思うのですけれども、多分やるような形になると思われま。

よろしく申し上げます。

中村教雄委員 わかりました。

笠井会長 ほかにございますでしょうか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより申し合わせ決議を決議することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

よって、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、決議することに決まりました。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、8ページをお開きください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和2年1月9日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

9ページでございますが、①は、農地法第3条の3第1項の規定による届出です。

次、10ページに行ってくださいまして、②は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出です。

表紙に戻っていただきまして、(2)のその他でございますが、2月の審査会、総会の日程についてでございます。

2月の申請受け付け締め切りは、1月23日木曜日です。

事前審査会の案は、1月30日木曜日で、担当は2班。

時間につきましては、午前9時から、この場所で行います。

総会の案につきましては、2月6日木曜日、午後4時から、同じく場所はこちらになります。

以上でございます。

笠井会長 それでは、本日の議案については、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人